

## 館山市空家バンク（仮）を活用した空家対策に関する協定書

館山市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部（以下「乙」という。）は、空家バンク（仮）を活用した館山市内における空家対策のための活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は甲乙が連携・協力し、第2条に規定する特定空家等および利活用可能な空家を活用することにより、館山市内の空家対策を促進することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この協定において「館山市空家バンク（仮）」とは、甲乙が協力して設立する空家の利用制度のことをいう。

2. この協定において「特定空家等」とは空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定義されている空家等をいう。

3. この協定において「利活用可能な空家」とは本条第2項に定義されている以外の空家等をいう。

4. この協定において「空家の仲介」とは、甲に館山市空家バンク（仮）への登録を申し込んだ者（以下「物件登録者」という。）が所有する空家について、その利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）との売買、賃貸等の契約の代理又は媒介を行うことを言う。

### （甲の役割）

第3条 甲は、館山市空家バンク（仮）と連携することにより、館山市内における特定空家等の有効活用を促すことで、空家対策を促進し、住環境の改善を図るものとする。

2. 甲は、館山市空家バンク（仮）の活用により館山市内における利活用可能な空家の有効活用等を促すことで、住環境の悪化を未然に防ぎ、あわせて館山市内での居住を促進することで、地域の活性化を図るものとする。

3. 甲は、物件登録者から空家の仲介の希望があった場合は、乙に対し、協力を依頼するものとする。

4. 甲は、物件登録者又は利用希望者から空家の有効活用等に関する相談等があったときは、当該相談内容を乙に提供するものとする。

### （乙の役割）

第4条 乙は、甲が行う前条第1項の規定による住環境改善に係る活動に協力するものとする。

2. 乙は、甲が行う前条第2項の規定による地域の活性化に係る活動に協力するものとする。

3. 乙は、前条第3項の規定により、甲から空家の仲介に係る協力の依頼があったときは、当該物件登録者への連絡、当該空家に係る状況調査及び当該空家の仲介を行うものを行うものとする。また、建物所有者から直接問合せがあった場合は、館山市空家バンク（仮）への登録に関

する助言を行う。

4. 乙は、前条第4項の規定により、甲から相談内容の提供があったときは、当該相談者に対し、情報提供をすることに努めるものとする。

### （交渉結果等の報告）

第5条 乙は、第3条第3項の規定による依頼があったときは、当該物件登録者と書面で契約を締結するものとし、当該契約締結後、速やかに甲にその旨を報告するとともに、当該書面の写しを送付するものとする。

2. 乙は、前条第3項に規定する交渉の経緯について、定期的に甲に報告するものとする。

3. 乙は、前条第3項に規定する交渉の結果について、速やかに甲に報告するものとする。

### （苦情又は紛争の処理）

第6条 この協定に基づく業務に関する苦情又は紛争が発生したときは、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、空家の仲介に係る業務に関する事項については、乙の責任において処理するものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が終了する日の2ヶ月前までに、甲乙いずれからも更新しない旨の意思表示がないときは、この協定は1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

### （協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名・押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年8月24日

甲 千葉県館山市北条1, 145番地の1  
千葉県館山市  
館山市長 金丸 謙一

乙 千葉県木更津市塩浜1丁目17番59号  
木更津商工会館4F  
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部  
支部長 山村 真哉